平成２７年（フ）第１４７号
愛知県安城市姫小川町西門原103番地　ＳＥＲＥＮＩＴＹⅡ101
債務者　大堀　直之
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
茨城県北茨城市磯原町磯原２丁目122番地ヒューマンハイム磯原206号
債務者　坂野　幸太
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１７３号
岐阜市加野３丁目３番37号
債務者　陽産鉄工こと　中條　勝治
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６号
岐阜市加野３丁目３番37号
債務者　中條惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
静岡県磐田市三ケ野1230番地２　ダンディーライオン105
債務者　金子惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８号
栃木県小山市大字横倉596番地18　エルディムユートピアＢ―103
破産者　白井　志郎
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３３号
長崎県島原市梅園町丁2907番地１梅園団地78Ａ棟４号
破産者　田中　　覚
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第２号
宮城県登米市迫町佐沼字光ケ丘138番地２
破産者　松下　志穂
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第７号
茨城県神栖市矢田部7859番地１
破産者　川嶋　晴美
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４２６号
新潟市中央区栄町２丁目4820番地
破産者　小山　静香
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
新潟市南区平成町12番地　メゾンド・セナＢ２号
破産者　井畑　　一
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
愛知県常滑市原松町３丁目63番地　フラット眞山105号
破産者　石橋　和也
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６号
名古屋市港区金船町２丁目１番地の86　アーバネストＩＴＯ103号
破産者　松本　哲郎
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９号
名古屋市中川区戸田西１丁目2315番地　カトルセゾン403号、従前の住所愛知県愛西市須依町寅新田208番地　スペリア佐屋507号
破産者　柳田　則明
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６２号
名古屋市守山区白山４丁目703番地の１コーポピスカ202号
破産者　明石　利夫
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９５号
神戸市北区藤原台北町４丁目11番13号
破産者　駿川　武志
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１８号
神戸市垂水区天ノ下町５番26―101号、従前の住所神戸市垂水区狩口台１丁目９番304号
破産者　土弘雄一郎
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部